

働き方改革 × 休み方改革

厚生労働省は、民間企業の働き方改革を推進するとともに、厚生労働省で働く職員のための改革にも取り組んでいます。職員の心身の健康を大切にしながら、一人ひとりの業務が生み出す価値を最大化し、国民生活を支える行政機関としての責務を果たすため、これからも改革を続けていきます。

働き方改革の目標

在庁時間の縮減

- 原則 20 時まで退庁
- 定時退庁日は 19 時まで退庁
- 17 時 15 分以降の会議の禁止

テレワークの活用促進

- 育児や介護など配慮を要する職員をはじめ、希望する全職員についてテレワークを活用

フレックスタイム制、早出・遅出勤務の活用促進

- フレックスタイム制について、特に育児や介護を行う職員からの希望は、原則 100% 希望どおり対応できるよう配慮
- 国会対応等の他律的業務について、早出・遅出勤務を活用し、原則として 11 時間の勤務間インターバルを確保

休み方改革の目標

積極的な休暇取得の取組

年次休暇

- 年間 16 日以上休暇取得
- 毎月 1 日以上年次休暇を取得する「マンスリー休暇」の実施

夏季休暇(3日)

- 年次休暇の取得とあわせて連続 1 週間以上の休暇を取得

その他の休暇

- GW・年末年始は、マンスリー休暇とは別に年次休暇を取得し連続した期間の休暇とする
- 勤続期間が満 5 年に達した以降 5 年ごとに、連続 1 週間以上の休暇(節目休暇)を取得

仕事と家庭の両立支援制度

性別や家庭の事情に関わらず、職員の誰もがやりがいを感じながら、個人のライフステージに応じて柔軟に働き続けられる職場環境が求められています。厚生労働省では、多様な両立支援制度とそれらを利用しやすい環境の整備により、仕事と家庭生活の調和を推進しています。

主な両立支援制度

不妊治療をする場合

出生サポート休暇

不妊治療の通院等のために、5 日以内(体外受精や顕微授精を受ける場合は 10 日以内)で取得

出産する場合

産前・産後休暇

産前 6 週間、産後 8 週間の期間に取得

妻が出産予定又は出産した場合

配偶者出産休暇

妻の出産や入院時の付き添い等のために 2 日以内で取得

妻が 6 週間以内に出産予定又は出産後 1 年以内の場合

育児参加のための休暇

生まれた子や上の子を養育するために 5 日以内で取得

1 歳未満の子どもを養育する場合

保育時間

1 日 2 回それぞれ 30 分以内の時間で保育のための時間を取得

3 歳未満の子どもを養育する場合

育児休業

配偶者の就労状況に関わらず取得可能

小学校就学前の子どもを養育する場合

育児短時間勤務

勤務形態を選択し、短時間で勤務する

育児時間

1 日につき 2 時間又は 1 年につき 10 日相当の時間以内で育児のための時間を取得

小学校 3 年生までの子どもを看護等する場合

子の看護等休暇

年 5 日まで取得可能(対象となる子が 2 人以上の場合は年 10 日)

小学校 6 年生までの子どもを養育、又は父母などを介護する場合

早出・遅出勤務

始業・終業時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務

配偶者、父母、子、配偶者の父母などを介護する場合

介護休暇

6 か月の範囲内で取得



宮崎 星座 みやざき せいざ

医政局 医療情報担当参事官室 室長補佐
平成 27 年入省

子の成長とともに歩むキャリア

私の働き方は子の成長に応じて柔軟に変化しています。子供が小さい頃は発熱等のため急遽休暇やテレワークを利用。今は日頃の習い事や家庭でのサポートのため、フレックスタイム制で曜日毎に勤務時間を調整。多様な働き方ができるのは、チームによるしっかりとしたサポート体制と、普段から家庭状況を共有できる温かい職場環境のおかげです。

私は、職員が仕事とプライベートを両立できる職場づくりに貢献したいと強く思うようになりました。そのために、自分の仕事の生産性や、チームのマネジメント能力を高められるよう努力したいと考えています。



浜谷 昂治 はまたに こうじ

医薬局 総務課 医薬品副作用被害対策室 室長補佐
平成 30 年入省

とるだけ育休からの脱却

第 1 子の育児休業はすんなり取れたものの、第 2 子で 3 か月も取得できないかなという葛藤がありました。男性の育児休業取得も当たり前という雰囲気はあるが、そんなに休業して大丈夫かなと思いつつ、上司・同僚に相談すると「OK」と二つ返事で後押ししてくれました。

育児休業を取得して感じたのは「育児休業は取得がゴールではなく、その後も続く育児と両立する入り口」ということです。復職後も育児を続けられるよう、早期退庁を心がけています(寝かしつけや家事をします)。

育児しながらも、厚生労働省職員として政策の企画・立案に携われる環境は何事にも代えがたいのかなと思います。



雇用環境・均等局、年金局、職業安定局等を経て現職。令和 4 年に第 1 子、令和 7 年に第 2 子が誕生し、2 度の育児休業を取得。

利用した制度

配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、育児休業(第 1 子誕生後に 1 か月、第 2 子誕生後に 3 か月)、子の看護等休暇、テレワーク



厚生労働省
5 号館保育室

省内の保育室を利用している職員もいます!

利用した制度

現職ではフレックスタイム制、休憩時間の短縮、テレワークを利用。過去に産前・産後休暇、育児休業(1 回目約 3 ヶ月、2 回目約 10 ヶ月)等を利用。